

令和元年度 児童福祉施設等の指導監査等実績

(R2.3.31現在)

【児童福祉施設等】

1 3月末時点の実施状況

区 分	指導監査等対象件数	実 績 (R2.3.31)
保育所、 保育所型認定こども園	58	58
母子生活支援施設	1	1
幼保連携型認定こども園	8	8
小規模保育事業A型	33	33
認可外保育施設 (居宅訪問型(11件)を含む)	63	46

2 指摘件数等内訳

事業区分		指導監査等実績件数	文書指摘件数	その他指導助言件数
保育所、保育所型認定こども園 母子生活支援施設		59	19	49
施設運営管理体制	利用定員		0	0
	運営管理		4	0
	職員の配置状況		9	8
	諸規程の整備状況		3	27
	財務管理の状況		10	46
職員処遇の充実	労務管理		3	17
	職員の健康診断		1	6
	職員の確保及び資質向上		0	0
防災対策の充実強化			2	30
入所者処遇の充実	保育の計画及び評価		1	2
	健康及び安全		1	6
	サービスの質の向上		1	1
	秘密保持		0	0
	食事		0	8
	食事に関する衛生管理		0	0
入所者の生活環境等の整備(衛生管理等)			0	0
指摘件数合計			35	151

事業区分		指導監査等実績件数	文書指摘件数	その他指導助言件数
幼保連携型認定こども園		8	3	3
教育・整備環境の	設備基準		0	0
	学級編成		0	0
	教育・保育を行う期間・時間		0	0
	職員配置		2	2
	諸規程等の整備状況		1	3
	職員の確保、定着、促進及び資質向上		1	2
教育・保育内容	目標・全体的な計画		0	1
	指導計画・記録		0	0
	指導要録		0	0
	サービスの質の向上		2	1
	保護者に対する支援、子育て支援		0	0
健康・給食	健康の保持増進		0	0
	事故防止・安全対策		0	1
	給食の適切かつ衛生的な提供		0	2
指摘件数合計			6	12

事業区分	指導監査等実績件数	文書指摘件数	その他指導助言件数
小規模保育事業A型	33	18	30
設備・利用定員		1	0
職員の配置基準		4	4
運営管理		1	7
非常災害対策		0	18
会計		0	8
労務管理・諸規程の整備		10	13
職員の健康診断		2	7
保育の計画及び評価		0	0
職員の知識及び技能の向上等		0	0
児童の健康支援及び安全等		0	0
サービスの質の向上等		4	2
備える帳簿・秘密保持		0	0
衛生管理等		0	0
食事・食事に係る衛生管理		0	17
指摘件数合計		22	76

事業区分	指導監査等実績件数	文書指摘件数	その他指導助言件数
認可外保育施設	46	7	25
保育に従事する者の数及び資格		3	3
保育室等の構造設備及び面積		0	0
非常災害に対する措置		0	13
保育室を2階以上に設ける場合の条件		1	0
保育内容		0	0
給食		0	1
健康管理・安全確保		3	11
利用者への情報提供		0	19
備えるべき帳票		1	1
その他		0	0
指摘件数合計		8	48

※ 文書指摘件数及びその他指導助言件数については、点検項目ごとに集計したものの。

3 具体的指摘事項の代表事例（文書指摘事項のみ）

(1) 保育所、保育所型認定こども園、母子生活支援施設

○ 職員の配置状況

- ・時間単位の保育士配置基準を満たすこと。（一定の時間帯において、児童数に対して配置すべき保育士数が不足している。）

○ 財務管理の状況

- ・売買、請負、業務委託等契約を行うに当たっては、定款細則や決裁規程等に定める決裁権者による決定行為（理事会の議決、稟議書による理事長の決裁等）を行い、当該意思決定の過程を明らかにしておくこと。
- ・契約の相手方が決定した場合は、経理規程の定めに基づき、契約書を作成すること。
- ・給与、各種手当、旅費等の支給にあたっては、給与規程等に則して、適切に行うこと。

(2) 幼保連携型認定こども園

○ 職員配置

- ・園児の教育及び保育に直接従事する職員（園長を除く）を、延長保育時間帯を含め、常時2人以上配置すること。

○ 職員の確保・定着促進及び資質向上

- ・職員の雇入時に健康診断を実施すること。

○ サービスの質の向上

- ・苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置すること。

(3) 小規模保育事業A型

○ 職員の配置基準

- ・時間単位での保育士配置基準を満たすこと。（早朝、夕方等の時間帯において、保育従事者が不足している。）

○ 労働基準関係法規の順守

- ・労働基準法第36条の労使協定を締結し、労働基準監督署への届出を行うこと。

(4) 認可外保育施設

○ 保育に従事する者の数及び資格

- ・常時、保育に従事する者を、複数配置すること。（なお、主たる開所時間（11時間）を超える時間帯については、現に保育されている乳幼児が1人である場合を除き、常時2人以上の保育に従事する者を配置すること。）

- ・有資格者の数が、保育従事者の必要数の3分の1以上であること。

○ 健康管理・安全確保

- ・職員の雇入時には、健康診断を実施し、その記録を5年間保存すること。